

2011年4月7日

R&A と USGA がスコアカードに関する裁定の改訂を発表

R&A と USGA はこれまでゴルフ規則で熟慮されていなかった限定された状況に適用する規則の新しい解釈を発表いたしました。この限定された状況とは、ビデオ技術の最近の進歩の結果、確認されたスコアカードの誤りによって競技失格が生じてしまうというものです。

裁定 33-7/4.5 に関する改訂は、プレーヤーが知らなかった事実であり、かつスコアカードを提出する前には合理的には発見できたはずもない事実が原因で規則違反に気づけなかったという状況を扱っています。この改訂裁定に基づき、そして委員会の自由裁量権により、プレーヤーは原因となっている規則違反に関する罰を受けることとなりますが、競技失格とはなりません。

裁定を改訂する際、R&A と USGA は競技失格の罰はゴルフ規則に無知であることから生じるスコアカードの違反に対しては今なお適用することを確認しています。そして、プレーヤーが違反の実際の状況に気づかないことが合理的だと考えられるいくつかの希な状況がありえることを認める一方で、この裁定は規則を知っておくことはプレーヤーの責任であることを明確にしています。

裁定 33-7/4.5 のこの改訂は直ちに有効となります。

「長い間、私達はある限定された状況において、不相応な競技失格の罰が規則によって求められることを懸念してきました。」「この注意深く検討された裁定は、ゴルフ規則が今日プレーされているゲームの変わりゆく環境の中でも公平に対応できることを確実にしたいという私達の要望を反映しています。」と、The R&A チーフ・エグゼクティブのピーター・ドーソン氏は述べています。

「これは高解像度のビデオのゲームへの影響を見直す上で道理に適った重要な第一歩なのです。」「私達はこの改訂裁定がこれまでゴルフ規則では熟慮されていなかったビデオに関連した多くの問題に対処すると考えています。」と、USGA エグゼクティブ・ディレクターのマイク・デービス氏は述べています。

改訂裁定の最終的な文言は次のとおり。

33-7/4.5 罰に気づかない競技者が誤ったスコアを提出した； 競技失格の罰を免除するかあるいは、修正することが正当かどうか

質問 競技者はスコアカードを提出した。その後、プレーヤーが罰を課せられたことを知らず、その罰打を加えなかったためにあるホールスコアが実際のものより少ないことが明らかとなった。この誤りが競技終了前に発見された。

委員会が、規則 33-7 に基づいて、規則 6-6d に規定されている競技失格の罰を免除したり、修正したりすることは正当か？

回答 通常、規則 6-6d に規定される競技失格の罰は免除したり、修正したりしてはならない。

しかしながら、委員会が、競技者はその規則違反となる事実を合理的に知らなかった、または発見できなかったと納得した場合、規則 6-6d に規定される競技失格の罰を免除することは規則 33-7 に基づき正当であろう。しかしながら、違反に関連する罰打は違反が生じたホールに対して適用される。

例えば、次のような状況では、委員会が競技失格の罰を取り下げることが正当化されるだろう。

- ・プレーヤーがグリーンサイドから短いチップショットを行なった。その時、プレーヤーと彼の同伴競技者はそのプレーヤーが規則 14-4 の違反となる2度打ちをしたと思う理由は何もなかった。競技者がスコアカードに署名して提出した後で、接写したスーパースローモーションビデオの再生によって競技者がストローク中に2度打っていたということが明らかになった。こうした状況では、委員会が競技失格の罰を取り下げ、問題のホールのそのプレーヤーのスコアに規則 14-4 に基づく1打の罰を適用することは妥当であろう。

- ・競技者がスコアカードに署名して提出した後で、高解像度ビデオの再生を通じてそのプレーヤーが無意識のうちにバックスイングの最高到達点でクラブがバンカーの壁のいくつかの砂粒に触れたということが分かった。砂に触れたのはほんの僅かであったので、その時にプレーヤーが規則 13-4 に違反していたことに気付かなかったことは彼にとって合理的であった。委員会が競技失格の罰を取り下げて、問題のホールのそのプレーヤーのスコアに2打の罰を適用することは妥当であろう。

- ・競技者はボールマーカーを取り除く行為の中で、パッティンググリーン上の自分の球を指で動かした。その競技者は自分の球がわずかに前方に動くのを見たが、球が元の箇所に戻ったということを確認して、あるがままの状態プレーした。その競技者がスコアカードに署名して提出した後で、ビデオ映像が委員会に持ち込まれ、その球は正確に同じ位置には戻っていなかったということが明らかになった。委員会から問われたとき、その競技者はボールのロゴの位置が、彼がその球をリプレースしたときと正確に同じ位置にあったように見えたという事実に言及し、そのことが彼がその球が元の箇所に戻ったと信じていた理由であった。こうした状況では、そのプレーヤーがその球が元の箇所に戻ったことを全く疑わなかったのは合理的であり、そのプレーヤーがスコアカードに署名して提出する前に彼が「球が動いていた」ことを合理的に発見することはできなかったので、委員会が競技失格の罰を取り下げることが妥当であろう。しかしながら、誤所からのプレーに対する規則 20-3a に基づく2打の罰は問題のホールのプレーヤーのスコアに適用される。

プレーヤーが罰打を加えなかったことが、規則の無知による結果であったり、そのプレーヤーがスコアカードに署名して提出する前に合理的に発見することができたはずの事実による結果であった場合には、委員会が規則 33-7 に基づき、規則 6-6d で規定されている競技失格の罰を取り下げたり、修正することは正当化されないだろう。

例えば、次のような状況では、委員会が競技失格の罰を取り下げたり、修正することは正当化されないだろう。

- ・プレーヤーの球が動いているときに、そのプレーヤーはその球が止まりそうな区域にあるいくつかのルースインペディメントを動かした。その行為が規則 23-1 の違反であることに気付かなかったので、そのプレーヤーはそのホールスコアに 2 打の罰を加えなかった。そのプレーヤーは彼が規則違反となる事実気付いていたので、規則 23-1 に基づく 2 打の罰を加えなかったことに対して規則 6-6d に基づき競技失格となるべきである。
- ・プレーヤーの球がウォーターハザード内にあった。ストロークのためのバックスイングを行なっているとき、そのプレーヤーはクラブがそのハザード内の木の枝に触れたことに気付いていた。その時には、その枝が分離されていた(ルースインペディメントであった)ことに気付かなかったので、そのプレーヤーはそのホールスコアに規則 13-4 の違反に対する 2 打の罰を加えなかった。そのプレーヤーはスコアカードに署名をして提出をする前にその枝のステータスを合理的に判断することができたはずなので、規則 13-4 に基づく 2 打の罰を加えなかったことに対して、規則 6-6d に基づき競技失格となるべきである。(改訂)